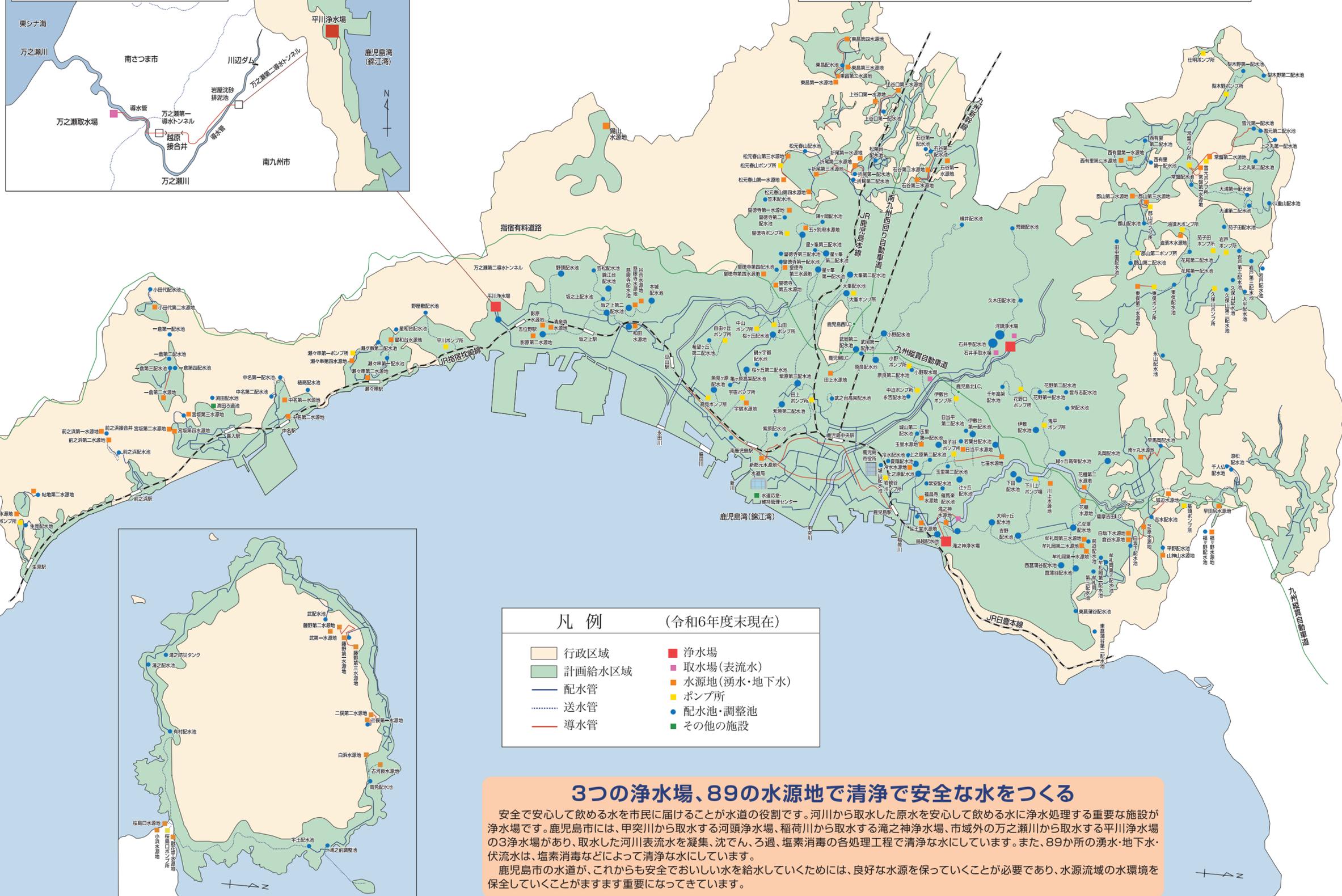


# 計画給水区域と主要施設位置図



**凡例 (令和6年度末現在)**

- 行政区域
- 計画給水区域
- 配水管
- 送水管
- 導水管
- 浄水場
- 取水場(表流水)
- 水源地(湧水・地下水)
- ポンプ所
- 配水池・調整池
- その他の施設

**3つの浄水場、89の水源地で清浄で安全な水をつくる**

安全で安心して飲める水を市民に届けることが水道の役割です。河川から取水した原水を安心して飲める水に浄水処理する重要な施設が浄水場です。鹿児島市には、甲突川から取水する河頭浄水場、稲荷川から取水する滝之神浄水場、市域外の万之瀬川から取水する平川浄水場の3浄水場があり、取水した河川表流水を凝集、沈でん、ろ過、塩素消毒の各処理工程で清浄な水にしています。また、89か所の湧水・地下水・伏流水は、塩素消毒などによって清浄な水にしています。

鹿児島市の水道が、これからも安全でおいしい水を給水していくためには、良好な水源を保っていくことが必要であり、水源流域の水環境を保全していくことがますます重要になってきています。

## 事業計画 (第1回水道整備事業)

目標年度	令和13年度	一日最大給水量	198,800m <sup>3</sup>
給水人口	573,900人	一人一日最大給水量	347ℓ

## 導・送・配水管

(令和7年4月1日現在)

種別	導水管	送水管	配水管	総延長
合計	77,300m	227,047m	3,161,066m	3,465,413m



## 給水状況

区分	行政区内人口(A)	給水人口(B)	給水件数	普及率(B)/(A)%	年間総給水量	年間総有収水量	有収率%	1日最大給水量
R2	592,995	573,900	312,110	96.8	64,078,320	59,506,176	92.9	190,590
R3	589,963	571,700	314,231	96.9	62,470,415	58,860,529	94.2	183,655
R4	587,699	569,700	315,159	96.9	61,009,920	58,068,077	95.2	188,949
R5	584,085	566,200	315,801	96.9	60,147,567	57,405,142	95.4	177,980
R6	580,037	562,700	316,053	97.0	60,418,396	57,222,628	94.7	180,140
R8、1月末	578,361	561,000	316,798	97.0	-	-	-	-

## 水道料金

### (1)水道料金(1か月)

用途・種別	口径別等	基本料金(円)	従量料金				
			使用水量等	金額(円)			
一般	13mm	700	10m <sup>3</sup> までの分	1m <sup>3</sup> について	45		
			10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	//	120		
			20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	//	210		
	20mm	1,220	30m <sup>3</sup> を超える分	//	275		
			25mm	1,680	50m <sup>3</sup> までの分	1m <sup>3</sup> について	220
			30mm		2,500	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	//
40mm	100m <sup>3</sup> を超える分	//	300				
共用	1世帯について	700	10m <sup>3</sup> までの分	1m <sup>3</sup> について	45		
			10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	//	120		
			20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	//	210		
			30m <sup>3</sup> を超える分	//	275		
公衆浴場用	一般用に同じ	700	1m <sup>3</sup> について		70		
			150mm以上	102,370			
私設消火栓	1個について	1,500	使用時間5分までごとに		2,200		

※ 水道料金は、基本料金と従量料金の合計額に消費税等相当額を加えた額(1円未満の端数は切り捨て)

※ 引越等で、月の途中から水道の使用を開始または中止したときは、使用日数に応じて、基本料金を日割計算する。

**(2)上記に該当しない料金**

使用水量1m<sup>3</sup>につき、435円を乗じて算出した額に消費税等相当額を加えた額(1円未満の端数は切り捨て)

## 給水負担金

徴収対象

①給水装置の新設・改造(増口径)の工事申込者

②共同住宅における各戸メーターの新設等の申込者

区分	直結式給水(千円)	受水槽式給水(千円)
メーター口径(mm)		
13	70	105
20	160	240
25	250	375
30	390	585
40	760	1,140
50	1,400	2,100
75	3,600	5,400
100	7,100	10,650
150以上	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額

※給水負担金は、上記の表で定める額に消費税等相当額を加えた額

※上記②の各戸メーター新設の場合は、各戸メーターの数に上記の表の直結式給水負担金の額を乗じた額の合計額

(注)改造等工事の場合は、別に定める方法により算出

※この図形は概略図です。